BIZTREK給与　「社会保険適用促進手当」への対応

「社会保険適用促進手当」へのプログラムの対応は、v2023(1907R5.0.0)で行っています。

1．「社会保険適用促進手当」とは

短時間労働者への社会保険の適用を促進するため、労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給するものです。
今般の社会保険適用促進手当については、社会保険料負担の発生等による手取り収入の減少を理由として就業調整を行う者が一定程度存在するという、いわゆる「106 万円の壁」の時限的な対応策として、臨時かつ特例的に労働者の保険料負担を軽減すべく支給されるものであることから、社会保険適用に伴い新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しないこととします。（厚生労働省ホームページ　Q&Aより　https://www.mhlw.go.jp/content/001163156.pdf）

2．BIZTREK給与での「社会保険適用促進手当」への対応方法

給与体系別手当の属性に「社会保険適用促進手当」に該当「する」または「しない」の選択項目を追加しました。「社会保険適用促進手当」に該当「する」と設定した手当の金額については、算定基礎届・月額変更届の報酬金額に含まれません。
なお、この**「社会保険適用促進手当」**という手当名称ですが、文字数制限が6文字までなので**「社保適用促進」**等と省略して設定してください。

算定基礎届画面

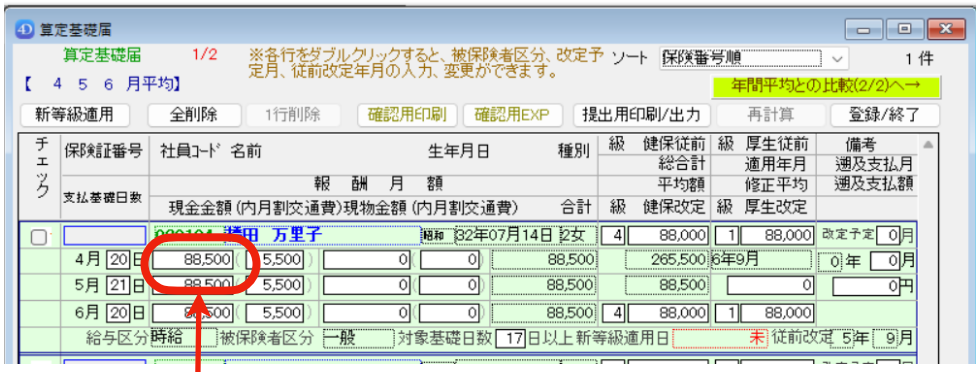

各月の「支給額合計」から「社保適用促進」手当の金額をマイナスした金額が「報酬月額」となります。
(例：92,500円　-　4,000円　＝　88,500円)

給与入力画面